

令和5年5月2日

保護者 様

春日部市立上沖小学校  
校長 鈴木 美江

## 5月8日以降の教育活動等について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

このたび、春日部市教育委員会教育長から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置付けが変更されることに伴い、通知がありました。本校といたしましては、国や県、市の考えを基本としつつ、児童、保護者の心情に寄り添いながら、引き続き教育活動を前に進める必要があると考えております。

つきましては、感染状況が落ち着いている場合においても、児童の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行いつつ、児童の学びを保障していくことが必要であることから、下記の内容について、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 5月8日以降の基本的な感染症対策等について

##### (1) 健康観察について

- ・家庭との連携により、児童の健康状態を把握することが重要であることから、引き続き「リーバー」での出欠をお願いします。その際、毎日の体温チェックは不要となりますが、「リーバー」の体温チェック項目が外れるまで、ご協力をお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理して登校しないよう引き続き、ご協力をお願いします。

##### (2) マスクの着用について

- ・児童に対し、着用は求めないことを基本とします。感染不安や健康上の理由等によりマスクの着用を希望する児童もいることから、着用は個人の判断に委ねます。
- ・熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、登下校時など、場面に応じてマスクを外すよう指導します。

#### 2 陽性者発生時等の対応について

##### (1) 児童の出席停止期間について

(現 行) 発症後7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除可能となります。

(変更後) 発症後5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した場合には、6日目から解除可能となります。

また、児童に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止とします。

○「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤

を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童はマスクの着用をお願いします。【学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）】より
- マスク着用の有無による児童間の差別・偏見等がないよう、発達段階に応じた指導を引き続き行ってまいります。

(2) 濃厚接触者等の取り扱いについて

- ・学校において濃厚接触者相当の者の特定を行いません。
- ・同居家族が陽性になったとしても、本人が感染していなければ出席停止とはなりません。風邪症状等での欠席は、病気欠席となります。

### 3 その他

- (1) 感染の再拡大を想定し、感染リスクが高い活動場面及び活動方法については感染症対策をする場合があります。
- (2) 感染予防のマナーとして必ず、清潔なハンカチ・ティッシュ・マスクを持たせてください。

